自動車臨時運行許可 申請の流れ

(IE)			(¥	新)
申請者	三原市		申請者	三原市
		運行開始最長3日前から当日まで	①インターネットで 予約申請(申請書の 提出)を行う	②申請書の内容を 確認 ・内容適正なら ③へ ・内容不備なら ①へ ③許可書を事前に 作成
①申請に必要なものを持って来庁	② ・申請書内容の確認 ・車検証・自賠責 保険証等の確認 ・本人確認 ・許可証の作成	運行開始日の当日あるいは前開庁日	④申請に必要なもの を持って来庁	⑤ ・車検証・自賠責保険証等の確認・本人確認・事前に作成した許可証に公印を押印
許可証・プレートのお渡し			許可証・プレートのお渡し	